

# 隠岐の島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 概要版

## 1. 基本的事項

### (1) 目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条第 1 項に基づき、地球温暖化対策計画に即して、隠岐の島町が実施している事務及び事業に関し、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化などの取組を推進し、温室効果ガスの排出量を削減することを目的として策定するものです。

### (2) 対象とする範囲

隠岐の島町事務事業編の対象範囲は、隠岐の島町の全ての事務・事業とします。

### (3) 対象とする温室効果ガス

隠岐の島町事務事業編が対象とする温室効果ガスは、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項に掲げる 7 種類の物質のうち、排出量の多くを占めている二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）のみとします。

### (4) 計画期間

2023 年度から 2030 年度末までを計画期間とします。また、必要に応じて、計画開始から 3～4 年後の 2026 年度ないし 2027 年度に、計画の見直しを行います。

項目	年度										
	2017	…	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	
期間中の事項	基準 年度		計画 開始							目標 年度	
計画期間			→								

図 1 計画期間のイメージ

### (5) 上位計画及び関連計画との位置付け

本計画は、地球温暖化対策推進法第 21 条第 1 項に基づく地方公共団体実行計画として策定します。また、地球温暖化対策計画及び第 2 次隠岐の島町総合振興計画に即して策定します。

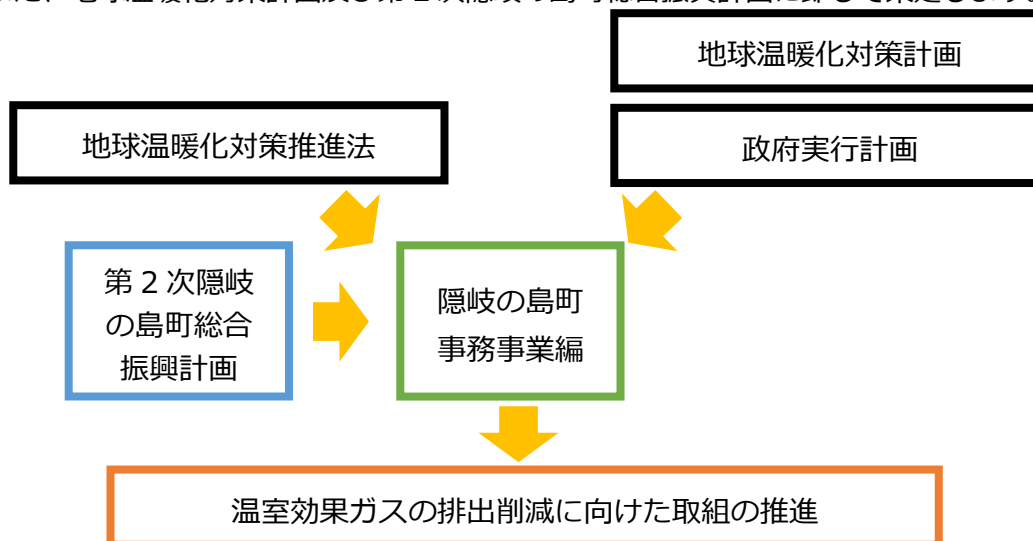


図 2 隠岐の島町事務事業編の位置付け

## 2. 温室効果ガスの排出状況

### (1) 温室効果ガス総排出量

隠岐の島町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」は、基準年度である 2017 年度において、1,118t-CO<sub>2</sub>となっています。

2019 年度までは減少傾向でしたが、2020 年度には増加に転じ、2021 年度は微増しています。電気と灯油の変動が大きくなっています。

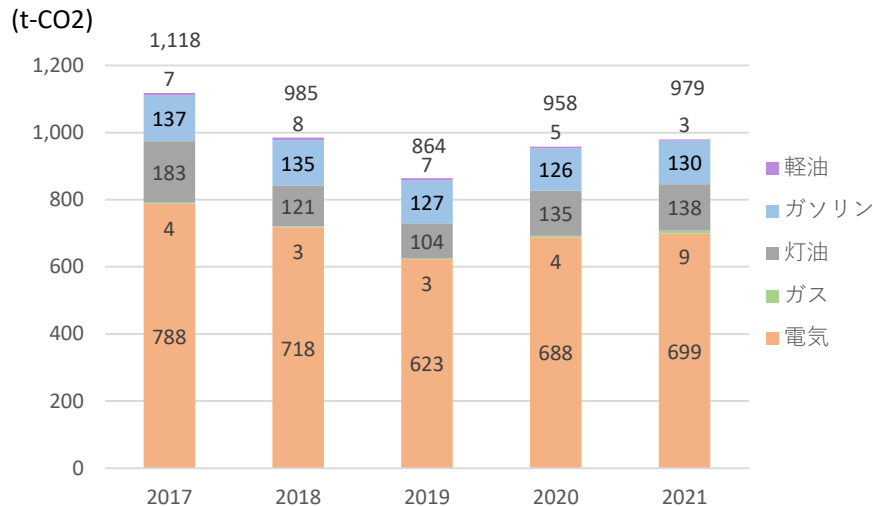


図 3 隠岐の島町の事務・事業に伴う「温室効果ガス総排出量」の推移

## 3. 温室効果ガスの排出削減目標

### (1) 温室効果ガスの削減目標

政府実行計画等を踏まえて、目標年度（2030 年度）に、基準年度（2017 年度）比で 50%削減することを目標とします。

表1 温室効果ガスの削減目標

項目	基準年度（2017 年度）	目標年度（2030 年度）
温室効果ガスの排出量	1,118t-CO <sub>2</sub>	559t-CO <sub>2</sub>
削減率	—	50%

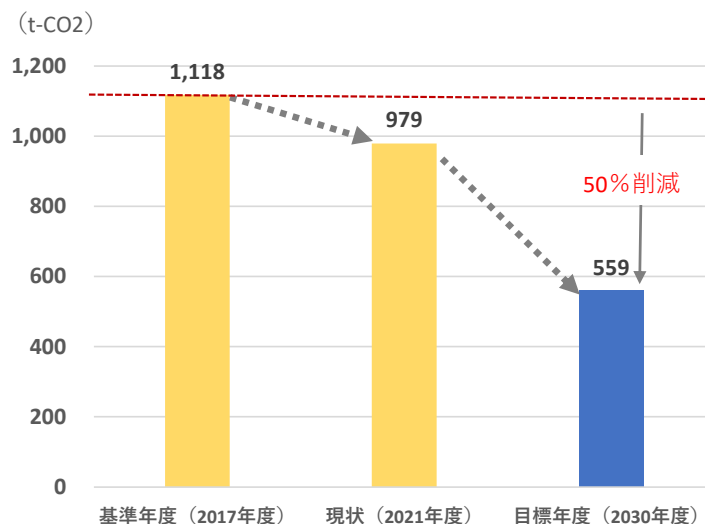


図 4 温室効果ガス排出量の削減目標

表2 温室効果ガスの削減目標

種別	CO2 削減量 (t-CO2)	備考
省エネ活動の実施	76	2023 年度以降、「4.目標達成に向けた取組」を実施し、各年度で前年度排出量の1%を削減する。
EV の導入	3	2024 年度以降、各年度で 2 台のガソリン車をEVに更新する。
太陽光発電の導入	451	2030 年まで改築・改修等が予定されている公共施設に、太陽光発電を導入する。
その他	30	ふれあいセンターは、将来的には町内事業者が使用するため、2022 年度以降は対象としない。
合計	560	

## 4. 目標達成に向けた取組

### (1) 取組の基本方針

温室効果ガスの排出要因である、電気使用量と灯油・重油・ガソリンなどの燃料使用量の削減に重点的に取り組みます。

### (2) 具体的な取組内容

#### ① 施設設備等の運用改善

現在保有している施設設備等の運用方法を見直し、省エネルギー化を推進します。

- ボイラーやストーブ等の燃焼機器は高効率で運転できるよう運転方法を調整します。
- 空調機器のフィルタ類の清掃頻度を上げて送風効率を向上させます。
- 昼休みの消灯を徹底します。

#### ② 施設設備等の更新

新たに施設設備を導入する際や現在保有している施設設備等を更新する際には、エネルギー効率の高い施設設備等を導入することで省エネルギー化を推進します。

- 高効率ヒートポンプなど省エネルギー型の空調設備への更新を進めます。
- 各施設の照明設備および街路灯・防犯灯等の LED 化を進めます。
- 公用車は、2024 年度以降、毎年 2 台ずつ EV 車に更新します。EV 車は、庁舎に導入する太陽光発電等の再エネ由来の電力で充電することを検討します。

#### ③ グリーン購入・環境配慮契約等の推進

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）」に基づく取組を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。

- グリーン購入法に準じた物品や低公害車等の調達を進めます。
- 用紙の節減（節水、ゴミの減量）に取り組みます。
- マイカップ・マイボトル・マイ箸の利用を推進します。

④ 再生可能エネルギーの導入

太陽光発電やバイオマスエネルギー等の再生可能エネルギーを積極的に導入し、温室効果ガスの排出量を削減します。

- 役場庁舎や小中学校等に太陽光発電を導入します。

⑤ 職員の日常の取組

職員への意識啓発を進め、省エネルギー・節電等の取組を定着させます。

- 地球温暖化対策推進責任者による職員への意識啓発に取り組みます。
- 不要な照明を消灯し、電気製品はこまめに電源を切ります。
- 空調は運転時間や適正な設定温度を心掛けます。
- 公用車を利用する際には、できる限り相乗りし、エコドライブを実践します。

## 5. 進捗管理体制と進捗状況の公表

「隠岐の島町地球温暖化対策庁内委員会」を設け、取組を着実に推進します。計画の進捗状況は、隠岐の島町の広報紙やホームページ等で毎年公表します。

① 隠岐の島町地球温暖化対策庁内委員会

総務課長を委員長とし、各課の地球温暖化対策推進責任者で構成します。計画の推進状況の報告を受け、取組方針を指示します。また、計画の改定・見直しに関する協議・決定を行います。

② 隠岐の島町地球温暖化対策庁内委員会事務局

エネルギー対策室長を事務局長とし、環境課内職員で構成します。事務局は、庁内委員会の運営全般を行います。また、各課の実行状況を把握するとともに、庁内委員会に報告します。

③ 地球温暖化対策推進責任者

各課に1名配置します。各課において取組を推進し、その状況を事務局に定期的に報告します。

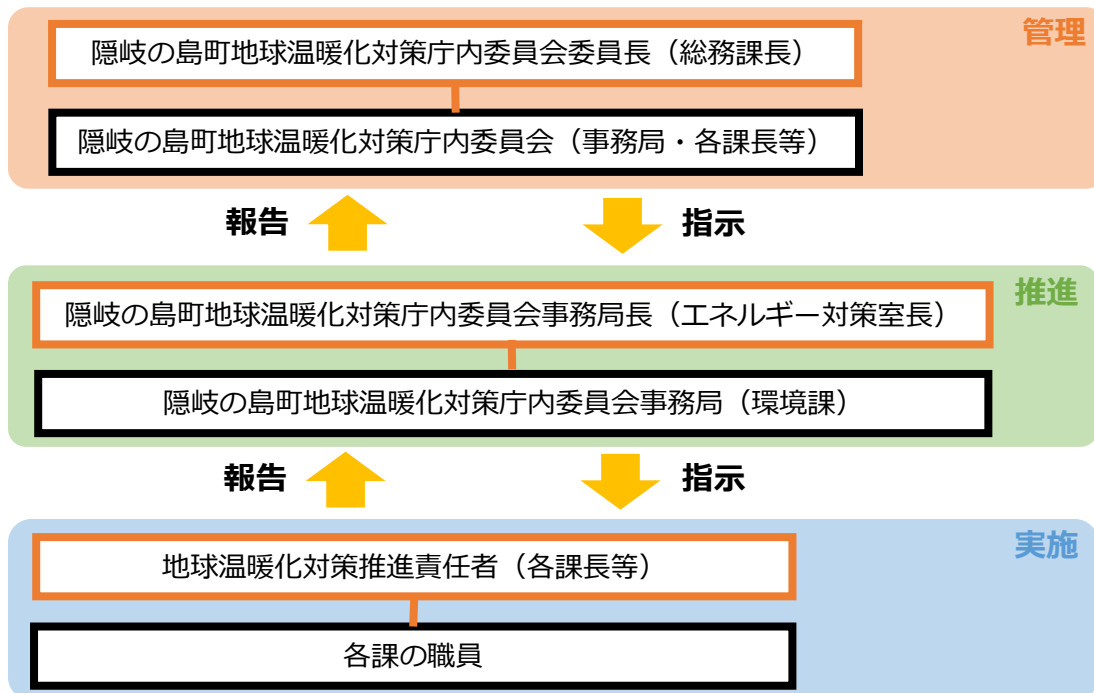


図 5 隠岐の島町事務事業編の推進体制